

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 11 月 30 日・東京都規則第 215 号

1 概要

(1) 改正理由

三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量の算定方法を追加するなどした地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 35 号）の施行に伴い、所要の改正を行うほか、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 口座管理者の登録等（第 4 条の 21 の 5 第 5 項）

口座名義人への通知時に口座管理者にも通知すべきものの中から、一般管理口座の廃止通知（規則第 4 条の 21 の 6 第 4 項）を削除する。

イ 温室効果ガスの排出の量の算定方法（別表第 1）

三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量の算定方法等を追加するなどした地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、三ふっ化窒素の排出量の算定方法について新たに規定する。

2 施行日

公布の日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー一部総量削減課

03-5388-3465